

消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会中間報告 (平成24年8月)(抜粋)

はじめに ～消費生活相談の歴史的沿革～

(略)

さらに、2009年に、消費者安全法が制定され、消費生活相談が自治体の行う事務として規定されるとともに、それまで自治体に任意で設置されていた消費生活相談を行う拠点としての消費生活センターの設置が、都道府県については義務、市町村については努力義務として規定された。

また、同法施行規則7条においては、消費生活センターにおいて相談業務に従事する「専門的な知識及び経験を有する者」の資格として、上記の「消費生活専門相談員資格」、「消費生活アドバイザー資格」及び「消費生活コンサルタント資格」(以下、これらを合わせて「3資格」という。)が規定された。

しかし、こうした消費生活相談に従事する者の資格が、どのような要件及び手続により付与されるかは、法令上規定されていない。このような現状に鑑みて、本検討会では、消費生活相談員資格を明確に法的に位置付ける必要性、資格付与の要件・手続、及び「消費生活相談員」職の法的位置付け等これらと併せて措置すべき事項について検討を行い、その成果をここに中間報告として取りまとめたものである。

7. 相談員資格付与の主体

今回の相談員資格については、消費生活相談の質の確保・向上を図るために国が消費生活相談員について一定の水準を担保するものであることから、国(内閣総理大臣)が付与する資格とし、消費生活相談実務の動向等を試験等の内容に的確に反映させるなどその内容や水準の確保等について国が責任を持って行う制度とすべきである。

その上で、試験の実施等については、指定機関制度等により民間団体等に行わせることができる仕組とすべきであるが、その場合には、消費者問題等に関して知見を有する団体等が実施する仕組とするとともに、国がその内容や水準の確保、公正性等について法令に基づきしっかりと担保する仕組とすべきである。